

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。きょうから一般質問が始まるわけですがけれども、よくもまあ1番が当たったり、最後になったり、忙しいなあと思っておりますけれども、新しい議会構成のもとで今回はいわば初めての議会になるわけでありまして。いずれにしても、定数削減のもと激しい選挙が戦われたわけですがけれども、引き続き日本共産党に2議席を与えていただいた市民の皆様方の期待にこたえて、今期、引き続き全力を挙げて頑張っていきたいと、そういう決意であります。

これまでの4年間の議員としての活動、あるいはこれからの4年間の活動への総括や期待、いろんなものが寄せられてきているわけですがけれども、市民の皆さん方の暮らしを原点にして、そこに軸足をしっかり置いて、要求から出発をし、その実現のために努力をしていきたい、そういう決意であります。

国政であれ、市政の問題であれ、政治を前に進める、政治の中身を前に進めていく上では、議員の果たす役割は、地域の問題も含めて、大いに大事になってきているなということを考えております。

今回の一般質問は、2月から3月にかけて行いました武雄市民アンケートに寄せられた市民の皆さんの要望、これを受けとめて、その解決の道筋、執行部との論戦を通じて、その実現へ向けて力を注いでいきたい、そう思います。

通告にありますように、第1に国民健康保険税の軽減、第2に小学校卒業までの子どもたちの医療費の無料化、窓口でこれを無料化にしていく、第3に社会福祉協議会を窓口にしてある貧困者への、貧困者というのは語弊があるかもしれませんが、低所得者への貸付制度の改善、第4に生活保護行政、第5に新武雄病院の公的な役割はどう担保していくのかと、この5点について時間の許す限り質問していきたいと思っております。

質問に入ります前に、6月7日の市長の演告の追加が、議長の許可を得て、我々がもらった文書に載っていませんけれども、行われました。中身は、市民病院の民間への売却、医療法人巨樹の会への売却をめぐる住民訴訟が行われているという問題についてであります。4,430万円もの一般財源、すなわち市民の税金が使われるんですよと、市民負担で住民訴訟に対応しなければなりませんと、声高に市長は強調しました。この予算が市長から提案されるのは、18日の本会議でしょうか。追加議案として出されてきます。

この問題に関しましては、第1に、弁護士に依頼しなければやっていけない、この弁護士への依頼というのは絶対条件ではない、これが第1であります。しっかりメモしていただきたいね。

もう1つは、これは佐賀ゴルフガーデンの、いわゆる名ばかり管理職で、組合に入ったことを理由に武雄市の42歳の青年が解雇された。本人が同意なしに、いつの間にか取締役になっていたと。労働条件の改善のために組合に入って、会社と話し合いをしていこうと、途端

に解雇ということが起こったわけですがけれども、佐賀地裁での第1審は、これは不当解雇だと、解雇は認められないということで勝訴したわけですがけれども、会社側はこれを不服として高裁に上告すると。このときは、相手側のオーナーと言われる人は、弁護士を雇わずに自分で、準備書面から何から全部自分でやっていたわけですがね。そういった意味では、弁護士を立てなきゃならないというのは、必ずしも絶対条件ではないということがあるわけがあります。

もう1つは、これは4,430万円の根拠ですがけれども、平成16年まで日弁連は、弁護士の着手料、あるいはその手当、これは損害賠償請求額の2%、成功報酬4%、したがって、この2%を基準にして4,430万円というのを出されている。これは平成16年までの日弁連の基準であって、その後、裁判費用については、あるいは弁護士費用については当事者間で話し合うということに変わってきているわけです。これで4,430万円というのが妥当かどうかというのは、18日に提案されてみなきゃわかりませんが、議運で出されましたからね、ここであえて言うんですけれども。これは、いわば最上限、平成16年までの基準をもとにして最上限の予算を考えているという内容ですね。それは市長が7日の演告で言いましたからね。その線で提案されてくるんでしょうけれども、これは答弁は、18日の本会議で改めて質問しますので、そこで市長の答弁いただければいいわけですがけれども、ただ、7日の演告というのは、追加された内容ですからね。これは市民の皆さん方がしっかり聞いておられる。果たして、そんなに弁護士費用かかるのかという疑問もあります。4,430万円の根拠というのを今言いましたけれども、2%というのは絶対条件でもない。

もう1つは、この間3年間、この議会でも何十回となく、売買価格にしろ、あるいは医療機器の無償譲渡にしろ、貸与にしろ、論議してきた内容ですね。市長の周りにはね、優秀な……。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、質問の趣旨を。

○25番（平野邦夫君）（続）

だって、それは通告していますよ。

それは、市長の周りには優秀なスタッフもおりますからね、それは自分たちでやればいけないですか。そういうことを指摘をしておきたいと。

議長が早く質問しろと言っていますけれども、市長が演告に追加されましたからね。あえてこのことは、きょうテレビ放映されていますので、あえて指摘をしておきたいと。本格的に答弁は18日の質疑のときに、提案されれば18日の質疑のときに論議をしていきたいと考えております。

早速質疑に入りますけれども、第1の問題は国保税の問題です。

これは、国民健康保険税がいかに今大変な状況にあるかというのは、市長みずから十分認

識をされていると思うんですけども、どういう立場で認識されているのかと、これが最大の問題だと思うんですね。

この前、社保協——社会保障推進協議会、県の保険医協会の先生たちと一緒に5月27日に武雄市に対して国保問題での要請を行いました。これ、論議をしている中で、ますます滞納、払いたくても払えない、そういう人たちがふえてきている。負担感といいますか、そういうのが本当に重いという状態があります。ここをどう改善していくのかというのは、武雄市に限らず全国的な課題になっている。

全国の国保加入者というのは4,470万人と言われております。例えば、1万円引き下げるということにしますと、4,470億円、国が補てんすれば、それで可能なんですね。あるいは、今の33%の国の補助金をもとの45%まで徐々に戻していく、こういう国の制度、ここをいかに改善していくかということなくして、市町村だけではなかなかできないという問題もあります。そういったことも十分認識した上で、国民健康保険に対する市民の負担、あるいは国民健康保険の今後の行政課題といいますか、そういうことを最初にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

国保税の答弁に入ります前に、さきの裁判の件に、住民訴訟の件について御指摘がありましたので、私から一括して答弁をさせていただきます。

〔25番「答弁、18日にいって言ったでしょう」〕

答弁権は私に保障されている最大の権利であります。

まず、質問が、意見がありましたので、明らかにしておきたいと思います。

これについて、まず私どもの訴訟云々に対して、まず訴え権者、あるいは議員が、それに対して深く関係している議員がどうこう言う話ではありません。

そして、弁護士をつけるなということについては、これは議員、後で教えてほしいんですけども、そういう住民訴訟っていうのが全国的に見て本当にあるのかどうか、これについて、その割合とその数、その実態例をまず示した上で質問をしていただきたい。

そして、弁護士を依頼する理由としては、幾つかありますけれども、私も総務省時代に、国の代理人として被告として裁判所に行っておりました。そのとき、少なくとも、私の寡聞かもしれませんが、その際、弁護士がいないということはありません。なぜか。1つは、裁判の世界っていうのは、軽微な文言で、その後の予測できない事態に至ることになります。あるいは、法令解釈は、あくまでも私たちは右当事者であります。その場合に、それを補完する者、あるいは補完する者、あるいはそれを援用する者として、法令解釈等々については、これは弁護士は必要であります。そして、公判体制についても、裁判制度

そのものを、私たち、住民訴訟というのは、これは初めてなんですね。なれているところでも弁護士はつけますけれども、そういった意味で、私たちは裁判を仕事としているわけではありません。あくまでも市民のために、市民の福祉の維持向上のために仕事をしているのであって、その裁判ということまで仕事に含めるということは、それはとても私は断じ得ません。

そういった意味から、さまざまな理由から弁護士をつけているところでもあります。そういったことに関して、その4,430万円の根拠も、ある一定の基準にのっとって私ども行っていることであり、それをあなたからどうこう言われる筋合いはございません。

その上で、今後の公判には影響を与えかねませんので、私からはこれぐらいとどめておきますけれども、あくまでも、これは市民負担になるんですね。幾らであっても、これが100万円であっても、さまざまな額であっても、それは多寡じゃないと思います。これはあくまでも、私は払えません。制度上、払うことができません。そういった場合に弁護士をつけることは、あくまでも市民の負担なんですね。それをぜひ議員には御理解を賜ればありがたいというふうに思います。

国保税の認識については、担当部長から答弁をいたさせます。

〔25番「市長が答弁せんね、国保も」〕

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

国保税の財政状況の認識でございますけれども、御承知のとおり、国保につきましては、地域性にかんがみて、非被用者の保険ということになっておりまして、被用者保険でありますところの健康保険組合、あるいは協会健保、このようなところと比べますと、事業主の負担がないというようなこともございまして、やはり国保の財政については非常に厳しいというふうに感じております。

平成20年度の決算におきましても歳入が不足をいたしたということでありまして、平成21年度の歳入を繰り上げて、繰り上げ充用をしたと、こういう経過もございまして、今議会におきましても、平成21年度決算において生じた歳入不足を平成22年度の歳入から繰り上げ充用するというふうな専決処分も行っておりますので、この報告もしているというふうな状況でございますので、非常に厳しいという認識をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

さっきの住民訴訟の問題ですけれども、私はあえてね、市長が演告のときに、ちょうどそれがテレビで放映されとっでしょう。あえて追加をして、住民負担ですよと、4,430万円は。

ということなどを言われましたよね。答弁権があると言いますけれどもね、この一般質問は議員の権利ですから、18日に論議しようじゃないですかと。あえて市長が挑戦的に言う必要はないですよ。これは一般質問の90分というのは議員に与えられた権利ですからね。だから、議長にもさっき言ったとおりですけども。

もう1つ、あえて意見を言われましたので。関係する議員が深くかかわっている、これは理解できないと。それは住民、いわば地方自治法、あるいは憲法、これの基本的な権利ということを考えていきますとね、原告になるかどうかはわかりませんよ。今回、残念ながら私は原告になれていませんけれども、そういうことはあり得ますよ。そこを封鎖するというのは、市長の政治姿勢としては極めて危険ですよ。例えば、リコールにしても、共産党主導の理不尽なリコールだと。（「そうそう」と呼ぶ者あり）今でもそう考えていますか。理不尽というのは、住民自治に対してあってはならないことという中身でしょう。そういうことを市長みずからが公の場で言う、発言をする、反省もしていない。ここにも住民自治を否定する考え方がありますよ。そこを正していきませんか、幾ら市長が多聞第一だと、市民の目線ですってね、言っておられますけどね、それは実際の政治手法はどうかということなどを考えていきますと、この関係する議員ということの問題点は許せない発言です。

もう1つは、関係する市町村、じゃあ紹介しろと、こう言われましたですね。住民訴訟で関係する議員、関係する市町村紹介しろ。鹿児島県阿久根市。——何で。市長も驚くほどの政治手法でしょう。驚いたのか、感動したのかわかりませんが、今の、水を吐きそうな対応というのは。あんな市長はでたらめだということで吹き出しそうになったのか。あるいは、あそこを、何というか、模範にして考えてやられたのかね、よくわかりません、私には。しかし、そこは、先ほど言いましたけれども、市長の周囲におる、いわば優秀なスタッフ、ここが対応していますよ。そこも住民の権利、地方自治法にのっとって、あるいは憲法にのっとって住民の権利をいろんな形でやっていくわけですよ。だから、10年、20年、30年のうちに、住民訴訟が起こるのはあっちこっちあるじゃないですか。有明海の問題にしましてもね。

そういうことを考えますとね、住民、地方自治のあり方というのは、本当に大事なんです。特にトップの人たちは、市民の権利を守っていく、いかに守っていくかと、その立場に立っていただかないと、今後ますます問題は深刻化していくということを考えているわけです。

通告していませんでしたので、18日にと感じていましたけどね、あえて市長がそういう見解を述べましたので。

もう1つはね、あなたからとやかく言われる筋合いはないと。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、通告に関する質問を。先ほど、していないと。

○25番（平野邦夫君）（続）

だから、言ったでしょう。私、通告していないから、18日の本会議でやりますと、わざわざ言ったじゃないですか。それで、答弁権があると言うからね。それで、市長答弁を許したわけでしょう。そういうことを言うなら、議長はね、市長に言いなさいよ、市長に。あるいは、市長にも言う、私にも言う。私はあえて18日の本会議で提案されたときに、これやりましょうと。あなた、許したわけでしょう、7日の追加演告、演告の追加というのは。平等に扱ってくださいよ。何で私だけ、そういうこと指摘するんですか。いいですよ、これは18日にやりますので。そういう一方的な議事の采配というのはだめですよ。

もう1つはね——どこまで言ったか。あなたからとやかく言われる筋合いはないというのはね、それは挑戦的な言葉であって、受けとめますけどね。市長がそういう言葉を使う、ちょっと私も考えられませんがね。今度、議員になって24年目ですけれども。あなたにとやかく言われる筋合いはないと。控室で言われるなら、まだわかるけど、本会議場でね、こっちが質問しているのに、住民の権利、憲法に基づいて、地方自治法に基づいてやっていることに対して、あなたからとやかく言われる筋合いはないという言葉というのは、これは政治的な品性から考えましても、十分考えた方がいいですよ。

この程度にしましょうか。議長も言っていますからね。

そこで、国保の問題で、今聞きましたけれども、国保会計、国保の構造自体が、財政的な脆弱さを伴っている。これはもう国保の発足当初からわかったことですね。例えば、武雄で言えば、33万円以下、所得なし層、これが全体の何割占めていますか。もちろん、7割軽減、5割軽減がありますよ。しかし、それも構成している、いわば所得の階層といたしますか、これは厳しいですよ。

もう1つは、あなた方がつくった最新の資料と言っていましたけど、まだ私の手元に来ていませんね。いわば、5月31日の出納閉鎖に伴って、決算を進めていく上でね、最新の資料と言っていましたけれども、これは平成21年、22——何年だ、これは。まあ、それ、後で届けてください。

いずれにしても、滞納世帯数1,106世帯、滞納率15%、12月質問したときには17%でしたけれども、どういう形で改善されたのか、それは答弁いただきます。これは22年1月末です。平成22年1月末。

短期保険証の交付が376世帯。376世帯を分けて、1カ月、3カ月、2カ月もあるかもしれませんが、1カ月、3カ月、6カ月という短期証を交付していますね。武雄は、資格証明書は発行していませんので、そこは評価するとして、今、中学生の子どもを持つ世帯には資格証を発行しなきゃならないと、子どもを対象にしたものについてはですね。そこは、そういうふうに改善されてきています。この376世帯の中身。

もう1つは、未交付者160世帯。これは納税相談に応じていない人たち。資格証明書の発行というのはゼロですけれども、いわば、ここで言う未交付、届けられないとかね、居所不

明とか、いろんな理由があるんでしょうけれども、そういった160世帯の中身。届けていないという問題ですね。これはどう改善されていくのか、その3点。

質問どりのときにね、一番新しい資料を下さいと、そしたら、さっと準備して届けにやだめですよ。だから、22年の1月の半年前の資料でやっていますけどね。そこはちゃんと通告したからには、質問の内容はこうですよということを、根掘り葉掘りまではいっていませんけれども、そこはぜひ資料に基づいて、部長、答弁してください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、資料の件なんですけど、基本的に、この場で古いとかとおっしゃる前に、その前に十分、1週間の時間があるわけですから、それはその場で、控室か何かでちゃんと御指摘を賜ればありがたいというふうに思っております。我々の至らざる点は深く反省をしたいというふうに思っております。

そして、先ほど議員の御指摘の中で絶対に断じ得ないのは、この場で18日にもう一回答弁を賜ればありがたいということはおっしゃいましたけれども、これはテレビで流れているんですね。あくまでも、私たちに対しては、一般質問というのはあなた方の意見に対して私たちは答えるということが私の一般質問の理解であり、これが樋渡市政の根幹だというふうに思っておりますので、私はあえてお話しをさせていただければありがたいというふうに思っております。

まず、関係する議員がけしからないとおっしゃいましたけれども、では伺います。さきの市長……（発言する者あり）さきのリコールのときに——いや、それは卑怯ですよ。この場でおっしゃっていて、それを18日の場に御質問されるんだったら私はその場で答えます。しかし、この場であなたがおっしゃって、それをテレビの前で、後ほど答えろということについては、それは私は議員の質問権の乱用だというふうに思っております。その場で私は補足的に答えさせていただければありがたいと思っています。長くはなりません。

○議長（牟田勝浩君）

暫時休憩します。

休	憩	10時23分
再	開	10時27分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

わかりやすいところから言いますとね、きょう資料要求しているんじゃないですよ、私は。

3日に一般質問の締め切りがあって、4日の議会運営委員会があって、そして7日の議会開会の日にそれぞれ各課からどういう質問されますかということで、根掘り葉掘り聞かれますよね。私も懇切丁寧に言っているつもりですけども、そのときに一番新しい資料、5月31日の出納閉鎖、そして21年度決算がもう準備されているわけですから。ですから、160世帯の中身、そういうことにつきましてはね、1週間どころか、1週間、一応1週間前、ちゃんと言っていますよ。そういうルール違反はしていません。そのことだけ最初に言うておきます。

もう1つは、議長に言いますけどね、7日の開会に、いわばその前の議案配付、31日ですか、31日に議案が配付されますよね。そのとき市長の演告載っていますよ、議案の趣旨説明が。そのときには、住民訴訟に関する話というのは一切載っていませんよね。ですから、7日の開会の日に議長は許可したわけでしょう。追加を許しましたと、追加を許可しましたと。市長の考え方というのは、そのとき初めて我々は知るわけですよ。4,430万円というのは、議運で追加議案のことは出ましたからね。そこを対等、平等にきちんと公平に議事を整理するのであれば、別に私はルール違反でやっているわけじゃありません。むしろ、18日にこのことはきちんとしましょうと。助け船とまで言いませんけどね。いわば議会のルールから言えば、18日に提案されて、それで即決でしょう。だから、18日にきちんと論議しましょうと。せめてもの善意じゃないですか、これは。きょう答弁しなさいとは言っていないよ。そこはきちんと議長もやっていただきたいというのを指摘をしておきたいというふうに思います。

国保に戻りますけどね、結局、国保財政、国民健康保険という制度を構成しているのは、極めて所得の低い人たち。そういう人たちが、いわば構成されているわけですよ。ですから、所得なし層、あるいは年間33万円以下の人、こういう人たちが対象になっていく。もう現役を離れた人たち。事業所負担がないから国保は厳しいという認識でしょう、部長はね。そう、さっき答弁しましたよね。事業所負担のかわりに、国、市町村の財政的な支えがなければ、これはやっていけない。制度発足当時から、この問題は明らかじゃないですか。

事業所負担がないから厳しいというのであれば、じゃあ、国の財政負担は幾らですか。パーセントでいいですよ。全体の国保会計を100%として、国の財政負担というのは何%ですか。発足当初と現在幾らなのか。あるいは、県の財政支援というのは何%ですか。あるいは、国民健康保険被保険者の財政の率というのは幾らですか。その資料の問題と、今言った事業所負担がないから厳しいという認識であれば、その負担割合を答弁していただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

まず、資料の問題からですけど、通告ではですね、そこまで、21年度の決算の内容につ

いて出さないということが私まで届いておりません。そして、もう1つは、平成21年度の決算については今調製中ですね。したがって、今後その分を出していくということになりますので、今のところ、21年度の決算については確定をしていないので、出せないというのが今の状況ですので、私は平成20年度の決算内容でお話しをしたいというふうに思っています。

それから、国の負担割合等々ですけれども、療養給付費の負担割合につきましては、従前は国は40%ですね。それから、財政調整基金は10%、合わせて50%というふうになっています。平成17年度から制度が変わりまして県の負担が出てきました。国の負担割合が療養給付費等の負担については40%が34%に6%減りまして、財政調整交付金につきましても10%から9%に1%減ったと。合わせて7%減ったわけですけれども、この分が県の負担として出して、調整交付金が創設をされたということで、合わせて50%の負担というのは変わっていないということでもあります。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

あなた方、資料に関しては、21年度決算は求めていませんよ。係を呼んで聞いてみらんのですか。あなたのところに届いていないというのであればね。それはそうでしょう、出納閉鎖、5月31日ですから。だから、5月31日の出納閉鎖をもって決算に入っていくわけでしょう。ですから、少なくとも、この私が持っている資料というのは平成20年の1月段階ですよ。あ、平成22年か。平成22年の1月段階の資料。ですから、そんなに変化ないですよ、恐らく。

そこで求めたのは、いわば短期証、いわば1カ月、あるいは半年、3カ月、短期の保険証を何世帯に発行していますかということが1つ。それから、保険証を発行していない、発行していないというか、届けていない、これが160世帯。この中で、居所不明とか、納税相談になかなか見えないとか、そういうこともあるわけですから、中身を示してください。何も21年度決算出せって言っていませんよ。あなた、オーバーに言うちゃいかんですよ。ちゃんとそのことは係に言ったわけですからね。必要なら呼んでくださいよ。これは示してください。これは22年の1月末ですからね、22年の1月末。

もう1つは、強制執行の問題ですけれども、強制執行をやっていますよね。強制執行の中で、これは法律の——法律はあなた方、詳しいから、ちょっとそばで聞いてください。

結局、日常生活用品、日常の生活用品に欠かせないもの、これは強制執行できないというのは法で決まっていますよね。これがオークションにかけられたり、あるいは市町村、県と市が合同して展示会、展示会というのか、そういう何と申しますかね、ことをやっているわけでしょう。それは何件ですかと。どういうものを強制執行で差し押さえているんですかと。これも何も、21年決算を経なければわからんという問題じゃないでしょう。山内町の市

庁舎に行けば、倉庫の中に積んであるというわけですから。まあ、積んであるというのはおかしいけれども、そこにあるというわけですからね。その数字の中身はどうなんですかと。

こういったことはちゃんと通告と同時に、どういう質問しますかというときに言っているんですよ。部長のところには届いていないというのは、やや風通しが悪いけれども、そこはちゃんとやってくださいよ。部長、答弁してください。通告していますので。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

先ほど御答弁したのは、決算にかかわるものについては20年度の決算に関してお答えするという意味合いでお答えをしました。

それで、ただいまの質問ですけれども、1つは、短期保険証の交付状況、それから未交付等の状況でございますけれども、4月ですね、本年度の4月の状況ですけれども、1カ月の短期保険証につきましては2件、それから3カ月の保険証については168件、6カ月の短期につきましては141件、それから、未交付の状態になっていらっしゃる方が157件でございます。

未交付につきましては、基本的には資格証明書を交付しておりませんので、短期の保険証を交付するという方針でやっております。御承知かと思えますけれども、8月に一斉更新の時期を迎えます。昨年8月に未交付だった方は、これは4件であります。その後、相談をずっとしていくわけですけれども、10月の段階で未交付の方が178名にふえるという状況になっておりまして、例えば、この段階で3カ月の短期交付の方につきましては、8月の段階で62名が10月の段階で115名にふえるというふうになっておりまして、状況的には刻々変わっているという状況になっておりまして、現在未交付が157件というふうになっております。

それから、公売の関係ですけれども、合同公売会を3回行っていきます。それから、ネット公売を8回行っておりまして、出展件数ですけれども、合同公売会が3回で326件、うち売却件数が162件であります。ネット公売会が8件で、出展件数が281件、売却件数が192件というふうになっております。

以上が公売会等の状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ですから、わかっておるじゃないですか。さっき答弁してもらえばいいんですよ。

ただ問題は、平成22年1月末現在で未交付160世帯、これが今度の4月段階ですか、466ですか、短期保険証の発行がね。短期保険証は376世帯に対してふえてきていますね。それはいろんな事情があるんでしょうけれども。

先ほど言いましたように、強制執行して、差し押さえて、公売に付すといったときに、これが162件とか答弁ありましたけれども、日常生活にかかわる品物については強制執行すべきではないという法的な根拠、どういうものがあるのかということも通告しておきましたので、答弁いただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

法律の条文まで用意はいたしておりませんが、趣旨につきまして申し上げますと、基本的に日常の生活を行うために必要なものですね、例えば、湯飲み、これはお茶を飲むときに必要であります。それから、茶わん、御飯を食べるときに必要であります。こういった日常生活に必要なものですね、こういったものを差し押さえてはいけないというふうになっておりますので、それ以外のものにつきまして、そういった執行をやっているということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そこはぜひ趣旨を徹底していただきたいということを指摘をしておきたいと思います。

いずれにしても、国保税が高くて払いたくても払えないという世帯がふえてきていることは、動かしようのない事実ですね。今の武雄市の、主に国保に入っている人たちは国民年金が中心だろうと思うんですけれども、国民年金の支給状況、これを見ますと、武雄は1人当たりの平均月額、これは平成20年3月の県の資料です。武雄市は4万9,700円、県全体の平均4万9,400円ですね。国民年金を受給している人というのは、武雄市全体で1万3,739人。どれぐらい武雄市に対して、1万3,739人の人たちが、1人当たりの平均額は4万9,700円、約5万円弱ですね。どれだけの年金が武雄市に、いわば交付されているかと、部長、つかんでいますか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

国民年金の総支給額での、総額ということになりますと、総額では100億円には満たないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

65歳で、我々の昭和10、私は昭和18年生まれですから、61歳から比例報酬部分、65歳から

満額、2階建ての分が全部来ているわけですけどね。一人一人の年金を見ますと、さっき言いましたように、国民年金なんかで言えば4万9,700円。これ束ねますとね、81億9,600万円。100億円に満たないと言いましたけどね、81億9,638万2,800円というのが平成20年には武雄市に交付されている。これに厚生年金、共済年金、船員保険、中には炭鉱で年金をもらっている方もおられますね。そういう方たちを入れますと100億円超えますよ。武雄市内で100億円の売り上げ上げている企業というのは、そうめったにないでしょう。

私が言いたいのは、一人一人の受給額は心細いですけどね、それだけ武雄市に貢献している経済効果というのは大きいと。ですから、前期高齢者といい、後期高齢者といい、大事にしてくださいと。何か高齢化社会というと、何か行政サービスがどんどんふえて大変だというふうに言われますけどね、言われますというのもおかしいけれども、しかし、結果的には100億円を超えて年金が支給されている。この事実だけは、今の民主党政権も、そこをいかに改善していくかで努力してもらわないと、国民の反発は強まってきますからね。ここは絶対後退させない。むしろ、我々日本共産党が考えているのは、最低5万円の年金、それに自分が掛けた年金を上乗せする。ですから、全体としては最低でも8万5,000円の年金を保障しよう。無年金者もおるわけですからね。そういうことも十分考慮して、そして、社会保障全体を骨太にしていこうという政策を持っているわけですけども、これだけの年金が支給されてきているということを知っていただきたいし、国民健康保険の大半を占める人たちが、ここの、いわば生活支援といいますか、それは大いにやっていただきたい。

ですから、全国の市町村で共産党議員がおるところでは、国民健康保険の1万円の引き下げと、市町村に対する要望と、国に対して、先ほど部長が言いましたように、減らされてきている、補助金がね。ここをもとに戻せと、国の補助金45%に戻せということと、もう1つは、県に対する助成をふやしていく。そして、市独自のことを考えていきませんと解決しませんよね。

だから、払いたくても払えないという現状、事実、本当高いという実感、こういうことが今、いろんな話し合いの場に行っても、アンケートをとっても出てきているわけですから、大いに前向きに検討していただきたいということです。

もう1つは、先ほど部長が言いましたように、7,379万円の前年度繰り上げ充用ですね。一般会計から繰り出ししないで、いわば5,000万円と、もう1つは県の財政調整交付金の2,300万円、これは補正予算に出ていますね。繰り上げ充用という形でやっていきますとね、滞納は年々ふえてきている。滞納額は1年間で1億2,000万円でしょう。これで医療費も若干ふえてきている。そうしますとね、繰り上げ充用をやっても、じゃ、次年度どうするのかと。その見通しを示してください。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

平成20年度決算で歳入が約8,900万円不足するという事態が生じたので、21年度の歳入を8,900万円充てるという措置を講じたわけです。

一方、今回専決処分をいたしまして、21年度の決算において7,300万円ほどの歳入不足を生じました。これを22年度の歳入をもって充てるということで専決処分させていただいたわけですがけれども、前年度の8,900万円という繰り上げ充用からすると、本年度は7,300万円程度で済んだということで、収支が約1,500万円程度改善をしたということになっておりますので、これについては非常にいい傾向だなというふうに考えておりますので、そこら辺、推移を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、前年度繰り上げ充用というのは初めての措置でしょう。ですから、8,000万円の歳入不足というのは、そこに払いたくても払えない人たちがふえてきているということが一つ背景にありますよね。その数字の背景には、だから、いい傾向だと言いますけれども、それは1,000万円の範囲内で見れば8,000万円が7,300万円で済んだということなんでしょうけれども、私は今後の見通しを聞いたんですよ。

この繰り上げ充用という方式をとっていくのであればね、一方で滞納者がふえる、滞納額もふえる、今の国保税の税率でいきますとね。そして、繰り上げ充用、繰り上げ充用でいきますと、根本的な解決にならないんじゃないかと。そこを部長に聞いたわけですけどね。もう一回答弁してください。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

一昨年の平成20年度の8,900万円の繰り上げ充用が次年度にふえたというふうになりますと、これはどんどん繰り上げ充用がふえていくということですので、状況としては非常に悪くなっているというふうになるわけですね。

先ほど私がお話ししたのは、8,900万円が7,300万円に約1,500万円程度改善をしたということになりますと、今後はその推移を見ていきたいというふうに私、先ほど答えました。これは、次年度またどうなるのか、その次どうなるのかということを見ていきますと、今回は1,500万円程度改善をしましたので、ひょっとすると、その次には3,000万円程度改善するかもわかりませんので、その推移を見ていきたいというふうな意味でお答えをしたつもりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、国保を構成している人たちの所得がふえないと、主観的にね、改善していくだろうと言っても、その財源といいますか、個々人のね、被保険者の財源というのが十分安定的に進んでいきませんか、この保障はないですよ。

ですから、そういった意味では、国にきちんとやっぱり要求していく。4,700万人の人たちが国民健康保険の被保険者だと。そういう状態であるわけですから、全体、5割ぐらいいでしょう、その国民健康保険に加入している人たちはね。今度、豊田合成が100人ぐらいふやしたいと、雇用を拡大していきたいと。私たちは、働く人は皆、正社員と思って期待しているんですけども、中身を見ますと、正社員は2年間で10名、残りは全部派遣社員でしょう。いわば期限つき雇用でしょう。そうすると、じゃあ、すべてそれが事業所負担のもとに厚生年金、いわゆる社会保険でちゃんと見てくれていくのかということとは極めて心配ですよ。そういう人たちが国保に移ってくる。すると、国保の加入者がふえていく。払えない人たちはまた一方でふえていく。この財政の脆弱さというか、それは変わらないんですよ、雇用条件が改善していきませんか。そこをいかに行政が支援していくかということが大事だし、企業に対する指導もあわせて必要だろうということですので、もちろん、市が独自に財政支援するというのは必要ですけども、国に対する、あるいは県に対しても、国保会計の健全さへ向けてですね、どんどんやっていくと。

もう1つは、そういう今の国保会計の厳しさということで、一方で県一本化という話がありますよね。部長のほうに届いているかどうかわかりませんが、県が国保会計一本化していくという動きもないわけではない。そこはどう考えていますか。

ですから、国民健康保険に加入している人たちの負担軽減という問題と、そこらもあわせて国保問題では最後の質問にしておきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

国民健康保険につきましては、加入者が設立当初につきましては自営業者を中心ということで、非被用者を中心に制度が設計をされたわけですけども、近年では、御承知のとおり、被用者のうちの非正規雇用とか、そういった方々いらっしゃいますので、そういった方々の加入がふえているというようなこともございまして、国保の財政としては、先ほど厳しくなっているというふうに考えております。

一番最初に、私、国保と、それからその他の健康保険の関係で言いますと、事業主の負担がないから国保が厳しいんだと、それは一つの要因です。私が言ったのはですね。そのほかにもいろいろございます。そういった中で、今回、今御指摘の非正規労働者が国保に加入を

されているという状況は、やはり非常に厳しい状況だというふうな認識をいたしておるところであります。

今後の国保の関係でございますけれども、やはり国保は地域ごとの保険であります。したがって、地域ごとに医療費も違ったり、それから所得の構造も違ったりいたしますので、税負担、あるいは料の負担がそこそこによって違うということもございますので、そのようなものをある程度、都道府県単位で集約しようとか、広域化しようとか、そういう話ございませぬし、県のほうでも、県も関与していかなければならないというような古川知事の発言も承知をいたしておりますけれども、そういった方向で今後検討がされていくんではないかというふうに、そういったところを期待をいたしておるところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

やっぱり住民自治という観点から見ますと、市町村単位ですよ。国保会計にしましてもね。ですから、国保の、何と申しますか、いろんな脳ドックの問題にしる、健診の問題にしるね、県一本化すると、ますます遠くなってしまいます。市町村単位でやっているからこそ、そこは充実してみたりなっていくわけですからね。そこはぜひ、県一本化ということについては、私たちは反対ですけどね。ぜひ、住民と直接触れ合う市町村単位でこれは進めていくべきだと。

次に、小学校を卒業するまでの子どもたちの医療費の問題、これを窓口で無料してくれと。

これは、あちこちで話をしますと、子育て支援という意味では全国各地でこれ、拡充が広がっていますね。そこで、時間も迫ってきていますので、端的にお伺いしますけれども、これは3月議会でもこのことは取り上げたんですけども、3月議会でもどう答弁があっているかといいますと、国保加入者の医療費から試算してみますと、小学校卒業までの金につきましては約1億円見込んでおります。現財政状況の中では難しいものと考えております。詳しくは9,937万円と、小学校を卒業するまでの子どもたちの医療費、全体で3,149人が対象になるわけですけどね、7歳から12歳まで。

今回質問するに当たりました、資料をお願いしたんですが、小学校入学までは本人負担2割になりましたよね。小学校の7歳から12歳までというのは3,449人で、これは3割負担、変わりません。試算をしますと約6,000万円。3月で約1億円、9,937万円、今回の6月で資料をいただくと6,000万円と。この違いというのは何なんですかね。そこからまず指摘をしておきたいと思います。

もう1つは、執行率。小学校入学するまで子どもの医療費は無料になりましたですね。これを償還払いじゃなくて窓口で無料化をしたときに、国保連合会だとか、1自治体単位ではなかなか難しいと。ですから、武雄市独自に、郵送でだとかいうことで改善をしていきたいというのがこれまでの答弁でしたね。その実績、評価というのはどうなっているのかです

ね。そこをまず答弁いただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

馬渡こども部長

○馬渡こども部長〔登壇〕

3月の議会におきまして1億円ということで答弁をいたしまして、今回、国保からの試算をいたしましたところ、6,000万円と数字が出ております。この違いにつきましてですが、本年1月、2月の分で3月議会の折は積算をいたしましたけれども、その当時、インフルエンザの発生等がありまして医療費の伸びが見られております。そういうことで、3月の議会の折には1億円という数字を示したところでございます。今回は、新しい数字を用いましてしておりますので、約6,000万円程度ではないかと思っております。

それから、現物給付の話でございましたけれども、現物給付におきましても、議員御承知のとおり、県内の20市町全部で小学校の入学前までの医療費がどこでも助成をするようになっておりますけれども、現物給付は3歳未満のみ行っておりまして、3歳以上の方につきましては償還払いという形をとらせていただいております。この間、いろんな手続等検討はいたしておりましたけれども、現在の段階ではちょっとまだ、財政的な面もございまして、難しいという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは昨年の何月議会でしたかね、小学校に入る前の子どもの医療費を無料化という問題を、周辺市町村にちょっとおくれましたけどね、武雄が実施したということでは、喜んだわけですがけれども、その段階で、償還払いですからね、実績については、たしか44%ぐらいだったやないですかね。そこをいかに改善していくかと。せっかく予算を組んでいるわけですからね。3歳から6歳までというのは償還払いですがけれども、2,700万円という大体財政的な見通しつけていますね。ところが、ゼロ歳から2歳、3歳未満児というのは5,500万円、人数は余り変わりませんが、やはり女性の社会進出等々考えていきますと、やっぱり窓口での無料というのが一番平等なんですよ。だから、その改善策はぜひ検討していただきたい。

5月29日に佐賀県の保険医協会、保険医の先生たちの役員会に呼ばれて、懇談しましたけれども、やはり、ぜひ窓口での無料化を実施していただければ子どもたちの病気を早く発見できる。ですから、ゼロ歳から3歳、子どもの発達段階に応じて、免疫の問題とかですね。子どもの医療費というのは、そういう、何と申しますか、子どもの発達段階に応じて早く手を打つべきものは手を打っていくということが大事だということ改めて指摘を受けました。

もう1つは、佐賀県医師会の役員会でも、県医師会役員会としても窓口での無料化を含め

て、小学校を卒業するまで子どもの医療費を無料にしてくれという要請をしていきたいという動きもありますので、自治体もぜひそういう立場で進めていっていただきたいと思います。次に、生活資金の問題で質問を移していきたいと思います。

これは、社会福祉協議会を窓口にして、いろんな福祉資金の貸し付けが行われているわけですが、特に今、私も先月末、3日間ですか、ハローワークに通ったんです。いろんな人の話を聞きました。中には、10回面接行ったけれども、不採用と。中には、半年間の緊急雇用対策で、23年までですか、継続は可能と書いてありますけれども、半年間で、幾らなんですよ。そういう期限付きの採用というのが、県の総合庁舎の中の幾つかの部門、武雄市の教育委員会も半年間という形でスクールカウンセラーですか、緊急雇用で採用しようとしていますね。採用、もう結果出たんですかね。そういった意味で、若い人たちの雇用の安定化という問題は極めて深刻なんですよ。だから、そういう人たちにどう援助していくのかというのは、市も議会も当然必要なんですけれども、そういうネットワークの問題、いわば国全体として最終的なセーフティーネットというのは、中間が余り充実していないということなどもありましてね、生活福祉資金の貸し付けの充実ということで幾らか変わってきているんですけれども、ここの改善をぜひ進めていっていただきたいし、実績も要請していただきましたけれども、これも資料は来ていないけれども、準備されていますか。

例えば、これは民主党政権に変わって、幾らか改善された部分はありますから、すべてを否定するつもりはありませんけれども、しかし、肝心かなめのところでぶれていますから、国民の批判は強くなってきています。

そこで、通告するに当たりまして、執行部のほうではもう既に資料は準備されているでしょう。そこで、昨年11月からですか、10月からいきましょかね。昨年の10月から、わかりやすく言いますと、住宅扶助、生活保護とは違って住宅扶助というのがあります。これは、いわば職をなくした人がアパートを借りている、そういう人たちに対して、武雄で言えば生活保護の基準というのは3級地の2ですから、住宅扶助に関して言えば2万8,200円ですか、半年間、場合によっては3カ月延長もあるかもしれませんが、そういう制度ができましたね。これはなかなか周知されていない。この実績も言っておりました。

もう1つは、これはですね、生活総合支援、これが名称が変わりまして、昨年11月から総合支援資金ということで武雄市の社協を窓口にして県の制度が発足しています。これは目的は生活費の貸し付けと。これは、2人世帯以上は20万円の12カ月、240万円を毎月20万円ずつ貸し付けていましょと。1人世帯の場合は15万円の12カ月、180万円ですね、を毎月貸し付けましょという制度です。これが保証人がつく場合とつかない場合、保証人がつかない場合は、これが1.5%の金利がつきますよと。1.5%の金利というのは市中銀行では考えられないことですから、いいことはいいですけどね。実際には、保証人がつけばフリーパスが多いけれども、保証人がつかない場合はなかなか厳しい。せっかくいい制度ができて、

そこを頼りにしながら自分たちの生活を再出発させていこうということで、余り借金の勧めはしませんけれども、しかし、いわばセーフティーネットのその前の段階として、こういう制度が充実していけば、それは助かりますよ。そこを考えたときに、質問で言っていましたけれども、その実績はどうなのかと。保証人がついたらフリーパスだと、しかし、保証人がつかないとなかなかこれが窓口が厳しい。そういう点では、武雄市の場合、どれだけ申請件数があり、どれだけ実績があるのかと。

もう1つは、これは武雄市が独自にやってきた3万円の福祉基金、これは社会福祉協議会に委託していますよね。これは、昭和40年代初めですよ、武雄市が採用したのは。そのころはまだ大卒で1万9,000円ぐらいの初任給でしたので、その3万円といたしますと、今でいえば40万円ぐらいなるわけでしょう。これがずっともう何年来、50年来3万円で来ています。いわば福祉つなぎ資金とかね、それでなおかつ保証人が必要だというのがあります。だから、今言いましたように、この3点ですね。

もう1つは、勤労者福利厚生資金、これは昨年、副市長の前田部長が答弁しましたがけれども、実績は2件だったのかな。武雄市が2,000万円、労働金庫が2,000万円、それで4,000万円を原資にして、それで勤労者福利厚生資金、1年間同じ事業所に仕事していた場合に、そこを貸し出していこうと、これもなかなか窓口が、制度はあるんだけど、窓口が狭い。だんだん狭くなってきている。

そういった意味では、昨年10月と11月に発足した総合支援資金、つなぎ資金、武雄市が独自にやってきた福祉資金、こういったものがどう改善され、生かされてきているのかですね。そこら辺はまず答弁をいただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

御指摘のとおり、昨年の10月から新しい、離職者等への支援策が講じられたということで、ただいま御紹介されたとおりであります。

武雄市が独自で取り組んでおりますのは、先ほど申された3万円の福祉資金の貸し付けというのを独自でやっております、あとの制度につきましては国、県の資金によって、実際の事務につきましては武雄市の社会福祉協議会が事務をされているということで、私のほうとしても、ホームページ等々でこの制度の紹介はしておりますし、ハローワーク、あるいは社会福祉協議会でこういった制度が始まりましたというような趣旨のパンフレット等々も配布をいたしておるといようなところでございます。

制度的に申し上げますと、新しい制度につきまして言いますと、生活資金の貸し付けについて言いますれば、保証人なしでも申請ができるようになったということで、保証人がない場合は金利がつくと、そういう制度になっているところでございます。

それから、保証人の資格要件ですけれども、これにつきましても、固定資産を所有しないでも保証人になれるというふうに制度が改められておりました、保証人の資格要件について、所得証明、あるいは納税証明、こういったもので保証人としての資格を審査をされるという状況になっておるところであります。

それから、最後の、武雄市独自でやっております3万円の福祉資金の貸し付けでありますけれども、額については変わらず3万円で、これは少額の、緊急の、生活のための資金ということで、この額を保っているわけですけれども、これにつきましても連帯保証人につきましては、この制度の永続的な活用を目的としまして、焦げつき等がないように、そういった保証人も求めているというような状況でございます。

以上です。

〔25番「制度の内容は言うたけんさい、実績を聞きよるやんね、実績を」〕

申しわけございません。

実績の関係で御答弁申し上げます。

まず、住宅手当のほうです。これにつきましては、昨年の10月から始まりまして、市内での申請件数は6件で、該当者が6件と、そのまま全員該当するということになっております。

それから、つなぎ資金ですけれども、これも申請が1件あっておりました、1件が該当されております。

それから、名称が変わりまして総合支援資金貸し付けにつきましてですけれども、これについては、市内での申請件数が2件で、該当はゼロというふうになっております。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ぜひ、そういうセーフティーネット、いわば日本の場合は制度的には最後のセーフティーネットの生活保護に行く前に、そういった自立更生への制度的な援助というのができたんですけれどもね。それを周知徹底していくという問題と、より安心、安心してというのはおかしいですけれども、みんなが公平に利用できるような、そういう制度の充実を市のほうからも進めていっていただきたいと。

この問題ではもう1つですけれども、この総合支援資金の低所得世帯、これいろいろ条件がありますけれども、この中で6のところですね。対象は所得の低い世帯、もう1つは条件ですけれども、失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸し付けを受けることができず、生活費を賄うことができないことと。これはどうして、ここに年金も入ってくるんですか、この総合支援資金の中に。生活保護を受けている方は生活保護の支給でできますよね。あるいは、職業安定資金も融資があればそれでできる。失業

給付も、短くなったとはいえ、その間というのは最低限の生活の保障はある。ここへどうして年金が入ってくるんですかね。そこを答弁いただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

初めにお断りをしておきますけれども、総合支援資金の貸し付け事業につきましては、財源が国と県であります。武雄市については、財源の負担を求められていないということで、国、県の事業で、実際の事務につきましては社会福祉協議会が行っているというような事業でございます。

したがって、細かいところで、年金を入れていない理由を私どもに求められましても、若干困るところございますけれども、対象の中では、生活保護、あるいは住宅資金等々の貸し付けの関係で、生活困窮者という、そういう位置づけをするために、前提として生活保護等々を記載をいたしておるというふうに考えております。年金につきましても、これらの給付を受けていないということで前提として書いてあるというふうに認識をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

市民の皆さん方に周知徹底する上では、この年金、あなたがさっき言いましたでしょう。武雄市内に81億円のお金が年金として支給されている。束ねますとね。1人当たり4万9,700円と。生活保護の基準からいきますと、例えば、70歳でいきますと6万9,000円でしょう。ですから、年金を引き上げると、生活保護基準まで。ということから考えていきますと、ここに年金を入れるということは、対象者を狭めることでしょうか。いい制度ができた、しかし、必ずしもそれがね、65歳から一切みんな仕事していないかという、仕事している人もおるわけですからね。そういう意味で、生活支援費というのは、据置期間、お金が月20万円来て、年間240万円、これは据置期間が半年、そして、据置期間経過後、半年後から返していくとしても20年間で返すという制度ですよ。

ですから、そういった意味で、ここに年金というのがありますので、あえて、さっき紹介しましたように、じゃあ、1人当たり年金幾らなのかと、年金を受けている人たちの額がね。そういう現実を見ますと、そういう人たちもやっぱり対象にしていくと。65歳で1階、2階建ての年金満額来たとしても、いわゆる国民年金の額にすると、さっき言った額ですよ。それはぜひ、それは国の制度であったとしても、市町村が宣伝をし、こういう制度がありますよというふうにしていくのであればね、国に対して、先ほど実績を聞きましたけれども、総合支援というのは、去年の11月からもう7カ月、半年以上たって、わずか2件でしょう。どうせ返さなきゃいかんお金ですよ。しかし、そういうことも考えますと、ぜひこの年金とい

うのは外していただきたいと、要請していただきたいということを指摘をしておきたいと思
います。

時間がだんだん迫ってきましたですね。

次に、生活保護の問題で、どう改善を求めていくかということから質問をしていきたいと
思います。

ここに、日弁連の、日本弁護士協会の生活保護法の改正要綱というのが資料が来ました。
この中身を見ますと、権利性を明確にしていく、生活保護の、いわば憲法25条の生存権、こ
こから生活保護法というのは出発しているわけですね。改めて、権利を明確にしていく。
したがって、法律の名称も生活保護法ではなくて生活保障法というふうに変えるという運動
が今起こっているわけですね。いろんな、日弁連もそうですし、あるいは反貧困ネットワー
クの弁護士さんを中心にした勉強会でも、生活保護法じゃなくて生活保障法に変えていこう
と。

もう1つは、全部紹介すると時間がかかりますけれども、保護の基準の決定というのをど
こでどうやっているのかという問題がありますね。ワーキングプアに対する積極的な支援、
これは雇用の安定の問題を先ほど指摘をしました。こういったことを含めまして、収入が最
低生活費の130%未満であれば、資産を問わず住宅、医療、生業に限り支援を行うと。いわ
ば、この日弁連の要求というのは、スウェーデンの社会保障に学んで、近づいていく。スウ
ェーデンでは生活保護というのはないわけですからね。もちろん、税金の使われ方というの
が国民の目に見えるわけですから、日本と比べると、支給と税率との関係でありますけれど
も、そういうところに、何と申しますか、近づいていこうという、そういう改正の中身です。
いわば、雇用情勢がなかなか好転が見込まれない。働いている人たちの3人に1人が非正規
だと、正社員ではない。20代、30代の若い労働者も2人に1人が非正規だということなどを
考えますと、やはり青年が自立していく、あるいは人間が自立していく上で家庭を築いてい
く、その前提になるのは雇用でしょう。働いて収入を得る、そしてその収入で生活をしてい
く、そういうことがまず基本ですね。ですから、さっき紹介しましたように、いろんな企
業誘致を進めていっていますけれども、その中で働く人は皆、正社員だという昔の形態に変
えていく、そのことも地方自治体に今求められている責任ではないのかなというふうに考え
ます。

そこで、これは生活保護を受けている人にいろいろな話を聞きますけれども、期限を切る
という問題、そして、今月中に仕事が見つからないと生活保護を切りますよとか、いろい
ろな話があるでしょう。そうすると、緊急即応の原則からしましてね、もちろんそれはケー
ス・バイ・ケースあるかもしれませんが。そういうケースワーカーの指導という問題につ
いて、これも生活保護法の第何条ですか、きょう資料を持ってこなかったけれども、ありま
すよね。そこは、あなた方がミーティングしたりなんかしていますので、ケースワーカーの人

たち、生活保護にかかわっている人たちと生活保護を受けている人たち、そのかわり、この点について、簡単でいいですから、答弁いただきたいと思います。長くは要りません。もう時間がないので。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

生活保護の受給者につきましては、全国的にふえているというような新聞記事も数日前に出ておったところですが、武雄市におきましても、全国並みではございませんけれども、微増という傾向にあるというのは事実でございます。

そういった中で、稼働能力がある、いわゆる働けるのに働けないというような方も中にはいらっしゃるというふうに思います。生活保護を受給されている方々に対する、そういう求職活動につきましては、私どもも、ハローワーク、あるいは県と連携しまして、働けるようなプログラムをつくっております、これにつきましては生活保護受給者等就労支援事業というふうに申しますけれども、そういった事業を起こしまして、全体として支援を行っているという状況であります。

そういう状況の中で、ハローワークで求職活動を月に何回されたとか、そういう状況もつかみながら我々やっているわけですが、個々人の状況を我々福祉事務所の職員として、そのケースを全体で協議をしながら、これはケース会議と申しますけれども、そういった会議の中で調整をしていくという状況であります。

保護を受給されている方が働けないと、しかし、働きたいというふうに思われているときは、我々として精いっぱい支援をしていくという立場で臨んでおるところであります。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ぜひひとつ、いわば最後のセーフティーネットですからね。出発は憲法25条の生存権、文化的で最低限度の生活をいかに保障するという責任、国の責任ですね。国民の権利。そこから福祉であれ、生活保護であれ、具体化されてきているわけですから、その原点をしっかりと踏まえた上で援助していただきたいと思います。

いよいよ時間が迫ってきましたので、市民病院の公的役割、新武雄病院の公的役割をどう担保していくかということに質問を移していきたいと思います。

これは、3月の議会でも言いましたけれども、議会には示されていませんけれども、武雄市民病院の武雄市民病院事業譲渡契約書、これは昨年の何月に交わされたんですかね。12月の22日に交わされた契約書ですね。ここに、経営理念、第3条、武雄市立武雄市民病院のイメージの維持を掲げるものとする。これだけですが、このイメージの維持というのは、

具体的に何を示すのかですね。

もう1つは、第4条、診療科目ですけれども、これはいいとして、病院の継続運営、これは10年間、10年以上病院経営を継続しなければならない。

それから、地域医療との関係、第7条ですね、南部保健医療圏内の医療機関、老人保健施設及び福祉施設と連携するとともに、終末期医療及び地域医療支援に取り組むものとする。

もう1つは、これは病院運営会議、これは病院内部のことでしょうね。病院内部に病院運営会議を設置する。これはだれがどう監督していくのかという問題も出てきますけれども、そこら辺どう担保するのかですね。

第10条に評価委員会。これは市長が評価委員会をつくって、それで20人程度の構成で年に1回開くと。どういう人たちがここに入っていくのかというのが1つ。

地域住民の意見の聴取。これは、地域医療評価委員会を設置するというので、いわば何といいますか、医療評議委員会ですか、意見を聴取すると。これはどういうふうに市としては担保されているのか、改めて聞いておきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、総括してお答えいたしますので、補足等は担当部長から後ほど答弁をいたさせます。

まず、イメージの維持については、旧武雄市民病院が10年間弱培ってこられた遺産については、市民として、いいものについてはそれはきちんと引き継ぐと。基本的なイメージとしては、あくまでも市民病院であるので、そういった安全・安心のキーステーション、拠点という意味から、私は引き継ぐと。個々具体的な事例は個々具体的な事例として議論する必要があるだろうというふうに思っております。すべて旧市民病院がよかったと言うつもりはありません。

次の、10年間なんですけれども、これはあくまでも組織というのは存置期間というのは、これは民法上、あるいは商法上で10年間というのが一つの基準であることは議員御承知のとおりであります。したがって、この10年間というのは、旧市民病院もそうでしたけれども、きちんと行うということが信友答申等で担保されておりますので、それは誠実に実行するというのであります。

南部保健医療圏につきましては、これは病院だけではなくて、いろんな介護施設であったり老健施設であったりしますので、ここについては、あくまでも患者様ベース、市民の皆様ベースで利用の、そういう意味での住民福祉の維持向上を目指す観点からどういう連携が求められるかということについては議論をする必要があるだろうというふうに思っております。

次の、病院の運営会議についてでありますけれども、ちょっと答弁がおかしかったら、後で修正をいたしますけれども、評価委員会については、これについては基本的に医師会の皆

様方であるとか、行政も入ろうと思っておるんですけども、いろんな、これは信友答申に基づいて評価委員会はつくろうと思っていたんですが、まあ、なかなか医師会も、ちょっとまだ溝ができておりましたですね、なかなか入ってきていただけませんので、これは時間がかかるということは思っておりますので、これは丁寧に、溝もね、いろんな溝があって、広がる溝もあれば狭まる溝がありますので、私たちとしては、伸ばした手は引っ込めないということから、まず医師会とよく話をし、この評価委員会に結びつけられればよいなど。今まだちょっと選挙のしこりがあるんでしょうかね、なかなかそこまで至っておりませんので、それは時間をかけて丁寧にしていきたいというふうに、これは拙速はやっぱりいかんですね。していきたいと思います。

次の、地域の医療審議会、これは仮称でありますけれども、これは基本的に、池友会グループは大体の病院に存置、置かれておりますけれども、例えば、婦人会であるとか老人会の皆様方であるとか、さまざまな皆様方が病院運営についていろんな意見を言い、そして今後の向かうべき地域医療について、新武雄病院の方針をその場で意見交換をするということから、これは非常に重い機関だと思っております。これは、私も、寡聞でありますけれども、市民の皆様方から早くつくってほしいという御意向がありますので、これについてはつくってきたいというふうに思っております。

ですので、これは私からは最後にいたしますけれども、やはり物事というのは4年間で学んだ部分があって、やっぱり一足飛びでできない部分、段階的に行う部分、時間をかけて行う部分というのはありますので、これを一つ一つ丁寧にしていって、究極のところは武雄市民の皆様方の福祉の維持向上だと思っておりますので、そういう意味で、平野議員からもさまざまな御経験に基づいていろんな御指摘を賜ればありがたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

時間があと、いよいよ5分になってきました。これはもう、一番最初ですね、住民訴訟の問題で15分ぐらい時間を削られましたので、時間配分が窮屈になってきたんですけども。

議会に、市長は議決、議会の議決を経て事は進めてきているんだと、これは当然といえば当然の手法ですね。しかし、公営企業法に基づいて、議会の議決を経なくてもやれることがある。これは予算を審議すれば、それで事足りるということで、この関係から言いますと、さっき私が言いましたように、武雄市民病院事業譲渡契約書、昨年12月22日に結ばれた、この譲渡契約書、これも全議員にいとらんでしょう、契約書そのものは。そのほかに、土地建物売買変更契約、これは420万円減額というのは予算出ましたからね、これはそれでわかりやすいですよ。これもしかし、契約書は議会には示されていない。武雄市民病院の資産無

償貸付契約、医療機器等の無償貸付、これも2億900万円、総額、これも3月議会で言いましたけれども、これもいわば契約書としては議会に提示されていない。

それで、もう1つは、武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う入院患者等の引き継ぎ及び診療録等の譲渡に関する契約書、これは大事な問題だと思いますけれども、もう1つ、武雄市民病院棚卸資産譲与、これは譲与ですから、ただでやるということでしょう。棚卸資産の譲与契約書締結、こういった資料は、これは何月ですか、1月31日に結ばれていますね。

そこで、もう時間がないので、端的に質問しますけれども、診療録の、いわゆるカルテですよ、カルテの譲渡に関する契約。私も脳ドックを受けましたので、私の脳の何とありますか、写真というのは旧市民病院にありますよね。これが新しい病院に譲渡される。このときに、その管理、あるいは公開といいますか、あるいは以前受けた患者が公開を求めていく、情報公開を求めていく。それで一連の患者の権利といいますか、これはいかにプライバシーとして保護されていくのか。あるいは患者側の権利、新武雄病院に対して、例えば、レントゲンの結果にしる、脳ドックの結果にしる、返してくださいと、貸してくださいということの権利等々、それはどういうふうに市は考えているのかですね。あともう時間がないので、端的に答弁していただきたい。

もう1つは、時間があればいいですけども、棚卸資産、これは決算書、これは決算書で論議していいですから、1,573万円ですか、減耗資産ということを出ていますね。だから、さっき言いましたように、カルテの保存、権利、公開、あるいは患者が要求したときに、これを出せるのかどうか。そして、棚卸資産というのは1,573万円という決算資料に出ていますけれども、このほかに棚卸したときの全体の額、これを答弁いただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、大枠について端的に私からお答えをいたします。

まず、すべての契約等々について議会にお諮りするということはナンセンスであります。これについては、あくまでも議会は議決機関であります。そういった意味で、例えば、条例であるとか予算であるとか、あるいは基本的な方針であるとか、これについては私は全国で最も議会と相談をする首長だと言われているかどうかわかりませんが、そういうふうに認識をしております。

その中で、ぜひお願いがあるのは、これ名前はちょっと言うまいと思っていましたけれども、高木佐一郎前議員です。この議員につきましては、私たちが行っていることについて、やはり、現役の議員もいらっしゃる、これは差し支えありますから言いませんけれども、やっぱり我々がしようと思っているときに、やっぱり議員活動の観点から、これはどがんないよおとやということをおとやを我々の行政活動の中できちんと、やっぱりそれは意見を申し述べられ

た。ただ単に、出さないからどうこうではなくて、それは議員活動の一環として、ぜひ行っていただければありがたいというふうに思っております。

いずれにしても、樋渡市政の2期目の根幹は丁寧に議会に対して、特に議会に対して説明をするということにあります。

以上です。

〔24番「議長、議事進行。さっきの発言、ナンセンスとかなんとか、えらい議会を……」〕（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

答弁をお願いします。山田政策部理事

〔24番「ちょっと今の取り扱いをせんね。私は……」〕

これはもう、一般質問のときは受け付けないというふうに決まっていますので。

〔24番「だから、本人の一般質問が終わった段階で議事進行があれば議事進行するというのが申し合わせでしょう」〕

はい。ですから、もうそのまま答弁のほうに入らせていただきます。

〔24番「じゃあ、私、質問が終わったら議事進行出しますので」〕

はい。

○山田政策部理事〔登壇〕

武雄市立武雄市民病院の移譲に伴います入院患者等の引き継ぎ及び診療等の譲渡に関する契約につきましては、先ほど平野議員からおっしゃっていただいたとおりであります。これにつきましては、公立病院であれ民間病院であれ、当然、患者の個人的な情報を保護する、これは当然のことありますので、心配はいたしておりません。

それから、以前に受けられた部分の権利ということでは言われましたけれども、当然、新武雄病院に請求をしていただくということになるというふうに思います。

それと、棚卸資産の部分でございますけれども、1月末で棚卸資産ということで集計した金額は、先ほど言われましたように約1,573万9,000円、そういう金額になるということでございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう質問時間なくなりましたけれども、先ほど議事進行で、指摘をしておきたいですけどね、ナンセンスというのはですね、だから、私はあえて言っているでしょう。議会と執行部の関係、これはどうなのかということについてはですね、だから、あえて言いますとね。

○議長（牟田勝浩君）

これは議事進行ですか。

○25番（平野邦夫君）（続）

うん、そうですよ。

○議長（牟田勝浩君）

議事進行ですか。議事進行だったら、議事進行というふうに言って。

○25番（平野邦夫君）（続）

言わんやったかな。じゃあ、議事進行をお願いしますね。

○議長（牟田勝浩君）

じゃ、じゃなくて、ちょっと一回。

○25番（平野邦夫君）（続）

すぐ終わります。

○議長（牟田勝浩君）

質問はきちっと終わってからということですか。質問終了するかどうかというのを。

○25番（平野邦夫君）（続）

はい、じゃあ、もう時間ないから遠慮しましたけれども、結局、所有権は新武雄病院にあるでしょう、カルテの所有権。もう1つは、守秘義務というのは医師法の42条に……。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員……。

○25番（平野邦夫君）（続）

そこはね、そういうふうに答弁したらいいんですよ。信頼しているというだけの言葉じゃなくて。

以上、十分じゃありませんでしたけれども、質問は質問で以上で終わりたいと思います。ただ、先ほどの議事進行について若干、そんなに時間とりませんけれども、お願いをしたいと。

○議長（牟田勝浩君）

先ほどの議事進行、どちらのほうですか。自分の。

○25番（平野邦夫君）（続）

私に対する答弁。

○議長（牟田勝浩君）

一回終わりますね。

○25番（平野邦夫君）（続）

そんなに長くないで。すぐ終わるで。

○議長（牟田勝浩君）

以上をもちまして25番平野議員の質問を終了いたします。